

○みよし市中小企業奨学金返還支援事業補助金交付要綱

令和5年4月1日

みよし市長 小山 祐

みよし市中小企業奨学金返還支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、みよし市補助金等交付規則（平成13年三好町規則第2号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、中小企業が行う奨学金返還支援事業に対する補助金の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者であつて、市内に事業所を有し、事業を行っているものをいう。
- (2) 奨学金 独立行政法人日本学生支援機構その他市長が認めるものが貸与する奨学金をいう。
- (3) 大学等 学校教育法（昭和22年法律第26号）第83条に規定する大学（同法第97条に規定する大学院を含む。）、同法第108条に規定する短期大学、同法第115条に規定する高等専門学校及び同法第124条に規定する専修学校をいう。

(補助金の交付目的)

第3条 この補助金は、若年者の経済的負担軽減を図り、就職後の市内企業への定着を促進することにより、中小企業の経営基盤を強化し、本市の将来を担う産業人材を確保することを目的とする。

(補助事業者等)

第4条 補助金の交付対象者（以下「補助事業者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する中小企業であつて、あらかじめ補助対象事業者として市の登録を受けたものとする。

- (1) 奨学金の返還を支援する制度を設けていること。
- (2) みよし市内に雇用保険適用の事業所があること。
- (3) 過去5年間に重大な法令違反等がないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続を行っていないこと。
- (5) 宗教活動又は政治活動を目的とする団体でないこと。

(6) 代表者及び従業者がみよし市暴力団排除条例（平成24年みよし市条例第35号）第2条第1項に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条例第2条第1項に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

(7) 市税の滞納がないこと。

2 前項の登録を受けようとする中小企業は、みよし市中小企業奨学金返還支援事業補助金対象事業者登録申請書（様式第1号。以下「登録申請書」という。）及び誓約書（様式第2号）に、登録申請書の記載内容及び前項第1号に掲げる支援制度の内容が確認できる書類を添付して市長に提出し、審査を受けなければならない。

3 市長は、前項の審査の結果、登録を適当と認めたときは、補助対象事業者として登録を行い、その旨を申請者に通知するものとする。

（支援対象者）

第5条 補助金の支援対象者（以下「支援対象者」という。）は、補助事業者が雇用している従業者又は雇用していた従業者であって、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 大学等の在学中に奨学金を借り入れ、補助金の交付を受けようとする年度（以下「交付年度」という。）の12月末日時点（以下「補助基準日」という。）において返還が必要な者又は交付年度の前年度の1月から交付年度の12月までの期間（以下「申請対象期間」という。）に返還していた者若しくは返還を終えた者

(2) 補助基準日において市内の事業所に配属されている者又は申請対象期間に市内の事業所に配属されていた者

(3) 交付年度の3月31日時点で35歳未満である者

（補助事業）

第6条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、補助事業者が行う支援対象者に対する奨学金返還支援事業とする。

（補助対象経費）

第7条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助事業に要する経費のうち、申請対象期間に支援対象者へ支給した奨学金の返還を支援するための手当等（以下「手当等」という。）又は申請対象期間に代理返還した奨学金の額とする。ただし、愛知県その他の機関が実施する同様の趣旨の補助金等の算定対象となった経費を除く。

（補助金額等）

第8条 補助金の額は、補助対象経費の2分の1とする。ただし、その額に100円未満の

端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、補助金の額は、支援対象者1人につき、1月当たり8,500円を限度とする。

(補助対象期間)

第9条 補助金の交付対象となる期間は、支援対象者1人につき、第4条第3項の規定に基づき登録を受けた日以後に、当該支援対象者へ手当等を支給した日又は当該支援対象者の奨学金を代理返還した日の属する月から起算して5年間とする。

(交付申請及び実績報告)

第10条 規則第3条に規定する補助金の交付申請及び規則第11条に規定する補助事業の実績報告は同時にすることができるものとし、補助金の交付を受けようとする者は、みよし市中小企業奨学金返還支援事業補助金交付申請書兼実績報告書(様式第3号。以下「交付申請書」という。)に次に掲げる書類を添付して、交付年度の2月末日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 支援対象者の雇用契約書の写し
- (2) 支援対象者が市内の事業所に配属されていること又は申請対象期間に配属されていたことを証明する書類
- (3) 補助事業者の市税の滞納がないことを示す書類
- (4) 手当等の支給の場合は、申請対象期間において、支援対象者が返還した奨学金の金額が分かる書類及び支援対象者に支給した手当等の金額が分かる書類
- (5) 代理返還の場合は、補助事業者が支援対象者に代わって返還した奨学金の金額が分かる書類
- (6) 支援対象者の年齢が分かる書類
- (7) 愛知県その他の機関が実施する同様の趣旨の補助金等の交付を受けている場合は、当該補助金等の算定対象となった経費の額が分かるもの
- (8) その他市長が必要と認める書類

(請求)

第11条 規則第4条第1項の規定により交付決定を受けた者は、みよし市中小企業奨学金返還支援事業補助金請求書(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和6年4月1日）

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

みよし市中小企業奨学金返還支援事業補助金対象事業者登録申請書

年 月 日

みよし市長 様

申請者 住所又は所在地
氏名又は名称
及び代表者氏名

みよし市中小企業奨学金返還支援事業補助金交付要綱第4条第2項の規定により、次のとおり補助対象事業者の登録を申請します。

事業者名			
本店所在地	〒 -		
市内事業所所在地	〒 -		
資本金又は出資金の額	千円	従業員数	人
電話番号		FAX番号	
業種			
事業内容			
ホームページURL			
事業者登録の公開の可否	可 ・ 否		
備考			

※上記の記載内容及び奨学金の返還を支援する制度を設けていることが確認できる書類を添付してください。

年 月 日

誓 約 書

みよし市長

様

申請者 住所又は所在地
氏名又は名称
及び代表者氏名

みよし市中小企業奨学金返還支援事業補助金の補助対象事業者の登録申請をするに当たり、次に掲げる事項について相違ないことを誓約します。

- 1 みよし市内に雇用保険適用の事業所があること。
- 2 過去5年間に重大な法令違反等がないこと。
- 3 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続~~き~~を行っていないこと。
- 4 宗教活動又は政治活動を目的とする団体でないこと。
- 5 代表者及び従業者がみよし市暴力団排除条例（平成24年みよし市条例第35号）第2条第1項に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条例第2条第1項に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- 6 登録申請書及び交付申請書の作成に当たっては、虚偽の記載を行わないこと。

様式第3号（第10条関係）

年度 みよし市中小企業奨学金返還支援事業補助金交付申請書兼実績報告書

年 月 日

みよし市長 様

申請者 住所又は所在地
氏名又は名称
及び代表者氏名

下記のとおり中小企業奨学金返還支援事業補助金の交付を受けたいので、みよし市中小企業奨学金返還支援補助金交付要綱第10条の規定に基づき申請します。

記

- 1 補助金交付申請額 金 円
(補助対象経費 円)
- 2 今回の申請にかかる支援対象者の人数 名

3 添付資料

- (1) 支援対象者の雇用契約書の写し
- (2) 支援対象者が市内の事業所に配属されていること又は申請対象期間に配属されていたことを証明する書類
- (3) 補助事業者の市税の滞納がないことを示す書類
- (4) 手当等の支給の場合は、申請対象期間において、支援対象者が返還した奨学金の金額が分かる書類及び支援対象者に支給した手当等の金額が分かる書類
- (5) 代理返還の場合は、補助事業者が支援対象者に代わって返還した奨学金の金額が分かる書類
- (6) 支援対象者の年齢が分かる書類
- (7) 愛知県その他の機関が実施する同様の趣旨の補助金等の交付を受けている場合は、当該補助金等の算定対象となった経費の額が分かるもの
- (8) その他市長が必要と認める書類

様式第4号（第11条関係）

みよし市中小企業奨学金返還支援事業補助金交付請求書

年 月 日

みよし市長様

申請者 住所又は所在地
氏名又は名称
及び代表者氏名

年 月 日付け、第 号で交付決定の通知を受けた補助金について、みよし市中小企業奨学金返還支援事業補助金交付要綱第11条の規定に基づき、みよし市中小企業奨学金返還支援事業補助金の請求書を提出します。

金 額	円
-----	---

(振込先)

金融機関名	銀 行 信用金庫	本支店 出張所
口座番号	普通・当座 No.	
口座名義人	フリガナ	